

2016年4月28日

三井住友信託銀行
ライフアドバイザー部

振り込め詐欺等の防止への協力に関する協定書締結について
(神奈川県、神奈川県警察本部との三者間協定締結)

三井住友信託銀行株式会社（取締役社長：常陰 均、以下「三井住友信託銀行」）は、振り込め詐欺等の未然防止活動に関して、今般、神奈川県、神奈川県警察本部と三井住友信託銀行の間で三者間協定を締結しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

三井住友信託銀行は、2015年9月に、高齢層の顧客保護、社会貢献の見地から「[セキュリティ型信託](#)」（※）を開発し、振り込め詐欺等の未然防止に取り組んでまいりました。

この度、2016年4月28日、振り込め詐欺等の金融犯罪の未然防止活動に対する広範な協力を目的に、全国に先駆けて、神奈川県、神奈川県警察本部と「振り込め詐欺等の防止への協力に関する協定書」（「地域安全に関する協定」）を三者間で締結いたしました。

今後、三者が相互に緊密に連携して、振り込め詐欺等の未然防止に関する啓発活動、情報発信、広報活動等に取り組んでいくこととしております。

※[セキュリティ型信託](#)の内容等については、リンク先から当社ホームページ、または窓口にてご確認ください。

以 上